

# ふくしま食育実践サポーター制度の運用

最終改正 平成30年9月3日

## 1 目的

「ふくしま食育実践サポーター制度実施要領」（以下「実施要領」という。）第12に基づき、サポーター制度の運用に当たって必要な事項について定める。

## 2 活動内容

実施要領第3に基づく活動内容は、実施要領別紙1に定めるもののほか、福島県が定める食育推進計画に関連する内容を含むものとする。

## 3 要件等

### (1) 団体の取扱

サポーターは、要件を満たす個人のほか、団体による登録ができるものとし、その場合は、以下のとおり取り扱うものとする。

#### ア 要件

団体構成員のうち、サポーターとしての活動を行う者（個人）を特定することが可能であり、2名以上いること。

#### イ 登録申込

実施要領第5の(1)に基づき、以下の点に留意して別紙2「サポーター登録申込書」を作成し、農林事務所に提出する。

(ア)「氏名」欄には、団体名及び代表者名を記載する。また、サポーターとしての活動を行う者（個人）の名簿を別紙様式により作成し添付する。

(イ)「性別」「年齢」欄は、記載しない。

(ウ)「連絡先」「電話番号」「FAX番号」「電子メール」欄は、団体の事務所等の情報について記載する。

(エ)「資格、免許、特技など」欄は、団体による食育推進活動の主な特徴等について記載する。

(オ)「所属する関係団体」欄は、記載しない。

### (2) 実施要領第4の(1)のただし書きに基づく者の取扱

#### ア 要件

以下のいずれかの要件を満たす場合であって、サポーターとしての活動に支障が生じないと判断されること。

(ア) 県外に居住または勤務する者であって、県内にも事務所等を持っており、サポーターとしての活動について円滑な連絡調整が可能であること。また、活動の際の県の経費負担が県内に居住または勤務するサポーターと同等またはそれ以下となることが見込まれること。

(イ) 県外に居住または勤務する者であって、県内には事務所等を持たないものの、サポーターとしての活動について円滑な連絡調整が可能であること。また、サポーター派遣に要する県の経費負担が県内に居住または勤務するサポーターと同等またはそれ以下となることが見込まれること。

## イ 登録申込

実施要領第5の(1)に基づき、別紙2「サポーター登録申込書」を作成し、上記アの(ア)の場合にあっては、県内の事務所等が所在する農林事務所に提出する。また、上記アの(イ)の場合にあっては、農産物流通課に提出する。

## 4 登録等

### (1) 登録等事務

実施要領第4から第8に基づく登録等の事務は、随時行うものとし、農林事務所は、農産物流通課が期日を指定した場合、その期日までに「サポーター登録申込書」等の写しを農産物流通課に送付する。また、期日を指定していない場合は、登録等を行う都度、農産物流通課に写しを送付する。

### (2) 登録情報の周知

農産物流通課は、毎年度、6月末時点でのサポーターの登録状況について取りまとめて、関係機関・団体に周知するとともに、ホームページに掲載する。

また、登録等の内容に追加や変更等があった場合には、その都度これを更新するものとする。

## 5 活動

### (1) サポーター派遣に要する県の経費負担

県の経費負担は、サポーターに対する報償費及び旅費とし、原則として県の財政単価表及び旅費規程に基づき、予算の範囲内で支出するものとする。

ただし、サポーターが報償費または旅費の受け取りを辞退した場合には、この限りではない。

### (2) 所管する農林事務所

要請があった活動については、主たる参加者の住所を管轄する農林事務所が所管する。

### (3) その他の活動経費

サポーターの派遣に要する経費以外の活動経費については、要請者が負担するものとする。

## 6 活動報告

各農林事務所は、毎年度末、活動報告の写しを農産物流通課に報告する。

また、農産物流通課は、必要に応じて、サポーターの活動報告について取りまとめるものとする。

附 則 この運用は、平成26年6月13日から施行する。

附 則 この運用は、平成27年4月10日から施行する。

附 則 この運用は、平成30年9月3日から施行する。

